

令和3年度 第7回福島地方最低賃金審議会議事要旨

1 日時 令和3年11月15日(月)10:00~11:30

2 場所 福島合同庁舎3階共用会議室

3 出席者 公益委員 5名
労働者側委員 5名
使用者側委員 4名

4 議題

- (1) 福島県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について
- (2) 福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) 福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (4) 福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 事務局から「専門部会における審議の状況及び部会報告書」について説明を行った。
- ・ 公益委員から、10月21日に開催された第3回専門部会における時間額866円を20円引き上げ、時間額886円とする専門部会報告を踏まえ改めて金額審議を行うか、すぐに採決を行うか労使各委員に意見を求めた。
- ・ 労働者側委員からは「非鉄金属製造業最低賃金専門部会において真摯に議論した報告内容であり、専門部会の結論を尊重する。改めての金額審議は不要。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「今回、労使の隔たりが大きく合意に至らなかったことは非常に残念。専門部会では小規模事業者に視点を置くべきと申し上げてきた。公益委員の提案は一定の数字に基づいたものであるが、未満率を考えると現行866円でも引き上げができないところが10%を超えている状況であり、より小規模、少人数の事業所に配慮した形で審議を行うべきではないかと改めて考えた。改めての金額審議は不要。採決をお願いしたい。」との主張があった。

- ・ 労使とも改めての金額審議は不要との意見から、公益委員見解として非鉄金属製造業最低賃金専門部会報告の内容(「20円」引上げ、「886円」とする案が示され、採決が行われた結果、賛成9名で採決された。
- ・ 時間額866円を20円引き上げ時間額886円で局長あて答申がなされた。なお、発効日は法定発効の令和4年1月13日とされた。

議題(2)について

- ・ 事務局から「専門部会における審議の状況及び部会報告書」について説明を行った。
- ・ 公益委員から、10月26日に開催された第3回専門部会における時間額834円を22円引き上げ、時間額856円とする専門部会報告を踏まえ改めて金額審議を行うか、すぐに採決を行うか労使各委員に意見を求めた。
- ・ 労働者側委員からは「電子部品等最低賃金専門部会の結論を尊重する。改めての金額審議は不要。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「採決をお願いしたい。」との主張があった。
- ・ 労使とも改めての金額審議は不要との意見から、公益委員見解として電子部品等製造業最低賃金専門部会報告の内容(「22円」引上げ、「856円」とする案が示され、採決が行われた結果、賛成9名で採決された。
- ・ 時間額834円を22円引き上げ時間額856円で局長あて答申がなされた。なお、発効日は法定発効の令和4年1月13日とされた。

議題(3)について

- ・ 事務局から「専門部会における審議の状況及び部会報告書」について説明を行った。
- ・ 公益委員から、10月14日に開催された第3回専門部会における時間額870円を20円引き上げ、時間額890円とする専門部会報告を踏まえ改めて金額審議を行うか、すぐに採決を行うか労使各委員に意見を求めた。
- ・ 労働者側委員からは「輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の結論を尊重する。改めての金額審議は不要。採決をお願いしたい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「採決をお願いしたい。」との主張があった。
- ・ 労使とも改めての金額審議は不要との意見から、公益委員見解として輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会報告の内容(「20円」引上げ、「890円」とする案が示され、採決が行われた結果、賛成9名で採決された。
- ・ 時間額870円を20円引き上げ時間額890円で局長あて答申がなされ

た。なお、発効日は法定発効の令和4年1月13日とされた。

議題(4)について

- ・ 事務局から「専門部会における審議の状況及び部会報告書」について説明を行った。
- ・ 公益委員から、10月22日に開催された第3回専門部会における時間額868円を21円引き上げ、時間額889円とする専門部会報告を踏まえ改めて金額審議を行うか、すぐに採決を行うか労使各委員に意見を求めた。
- ・ 労働者側委員からは「計量器等製造業最低賃金専門部会の結論を尊重する。改めての金額審議は不要。採決でお願いしたい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「他県が+27円、28円という中で、他県より6~7円低い額となったことについては一定の評価をしたい。計量器等の対地域別最低賃金(以下、「地賃」という。)指数が一番高く、今年仮に据え置きであったとしても対地賃指数としては全国一高い状況。こういった中で+21円は上げ過ぎであると考えている。特定最賃は地賃とは目的が違うにもかかわらず21円引き上げの公益委員の考え方として、地賃の28円アップより極端に下げたくないという考えが示された。地賃アップに引きずられた判断がなされているということに賛成できない。21円アップの根拠として2年分の4表の数字を用いているが、昨年は、4表は1.6%アップだったにもかかわらず、コロナが不透明という理由により1円のみ引き上げとなった。それを踏まえれば今年も足元の部品調達難や原材料、原油価格の高騰、景気や生産の足踏みとの内閣府や日銀の判断を踏まえれば21円から、某かの減額の判断があつて然るべきであったと考えている。これらを踏まえると、どうしてもコロナ以前の上げ幅18円を超える金額は理解できない。労働側の要求どおりとなった専門部会の採決結果は極めて残念である。苦しい小規模事業者への配慮が必要であると考えている。採決で結構。」との主張があった。
- ・ 労使とも改めての金額審議は不要との意見から、公益委員見解として計量器等製造業最低賃金専門部会報告の内容(「21円」引上げ、「889円」とする案が示され、採決が行われた結果、賛成9名で採決された。
- ・ 時間額868円を21円引き上げ時間額889円で局長あて答申がなされた。なお、発効日は法定発効の令和4年1月13日とされた。